

令和元年度 定期監査等の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 消防本部
 総務課 消防救急課・救急救命室・防災教育センター 予防保安課 情報指令課
 中消防署・中央分署・西分署・港分署 北消防署・北部分署・朝日川越分署・北西出張所
 南消防署・南部分署・西南出張所
- 3 監査実施期間 令和 元年 8月20日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【総務課】

<p>共通（1）文書管理について 起案文書において、決裁日の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月21日 直ちに指摘箇所については、確認するとともに決裁日を記載した。今後は文書完結時に担当者が決裁日の記載についての確認を改めて徹底するとともに、定期的に課内の複数の職員にて、文書完結状況をチェックすることとした。</p>
<p>（1）契約事務について 単独随意契約における予算執行伺書に、随意契約の理由が記載されていなかった。単独随意契約を行う場合は、その理由及び地方自治法施行令第167条の2第1項の該当号数を明記すること。</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月21日 直ちに指摘箇所については、確認するとともに随意契約理由及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する旨について記載した。今後は未記載となることがないように、決裁時においては随意契約である旨を確実に周知する等、課内チェック体制をより徹底することとした。</p>

【消防救急課】

<p>共通（1）文書管理について 起案文書において、決裁日の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月26日 決裁日の記載漏れがあった文書については、直ちに補筆した。また、所属長より各係長に対して、確認をするように徹底を図った。</p>
---	---

【予防保安課】

<p>(1) 支出事務について 全額前金払により支出した経費について、履行確認が行われていない事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月21日 全額前金払により支出した経費の履行確認について、課員全員が活用する行事予定表に注意すべき事項として記載し課員全員への意識付けを図るとともに、起案時における担当者の自己チェック及び回議処理時における係長職以上のチェックの徹底を改めて心掛けた。</p>
---	--

【情報指令課】

<p>共通 (1) 文書管理について 起案文書において、決裁日の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 元年12月1日 決裁日の記入漏れがあった決裁文書については決裁日を補筆した。今後、同様のミスをなくすため、全課員に対して不備のない適切な事務処理を行うよう、周知徹底を図った。</p>
<p>(1) 備品管理について 備品台帳と現品との照合記録において、照合者の確認印漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 元年12月1日 印漏れがあった書類については再度確認し押印した。全課員に対して、必要書類に対する確実な押印と不備のない適切な事務処理を行うよう、周知徹底を図った。</p>

【中消防署・中央分署・西分署・港分署】 【北消防署・北部分署・朝日川越分署・北西出張所】 【南消防署・南部分署・西南出張所】 □

<p>(1) 支出事務について 次のとおり、不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p style="text-align: right;">/</p>
<p>ア 支出負担行為兼支出命令書において、請求日の誤り。【南消防署】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月21日 支出負担行為兼支出命令書の請求日を業者発行の請求書の日付となるよう修正した。また、職員に周知し再発防止を図った。</p>
<p>イ 消耗品の購入において、納品書の納品日の記載漏れ。【南部分署】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月21日 消耗品の購入について、担当者に納品書の納品日が記載されていることの確認を徹底するよう指示した。また、他の職員にも情報を共有し、再発防止を図った。</p>

<p>(2) 備品管理について 備品台帳と現品との照合記録において、次のとおり、不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 照合結果が所定の照合結果欄に記載されておらず、備品番号の欄でチェックが行われていた。また、照合日が明確に記載されていなかった。 【中央分署】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月31日 照合日等の記載欄を明確に設けていない従前の様式から、「会計事務の手引き」記載の様式を参考として、照合日等が明記できる様式へと改めた。 令和元年度末の備品照合の記録は、変更後の様式を使用して実施、所定欄に照合日、照合結果等を明記し、紙文書として所属長決裁後に保存した。</p>
<p>イ 照合記録に照合結果欄が設けられておらず、備品名の横でチェックがされていた。【南部分署】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月31日 照合記録に照合結果欄を設けていなかったことから、指摘以後照合時に、照合結果欄を作成し、結果欄にチェックを実施した。</p>
<p>ウ 訂正箇所の訂正印漏れが見受けられた。【朝日川越分署】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月21日 訂正印漏れ箇所を修正した。文書の訂正について、担当係長による指導及び文書取扱主任者による審査を徹底する。</p>
<p>(3) 文書管理について 起案文書において、決裁日の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。【朝日川越分署】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月21日 決裁日の記載漏れ箇所を修正した。決裁文書の取り扱いについて担当係長による指導及び再確認を徹底する。</p>

令和元年度 定期監査等の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 監査の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査対象 | 消防本部
総務課 消防救急課・救急救命室・防災教育センター 予防保安課 情報指令課
中消防署・中央分署・西分署・港分署 北消防署・北部分署・朝日川越分署・北西出張所
南消防署・南部分署・西南出張所 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和 元年 8月20日 |

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【総務課】

<p>共通（1）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月31日 時間外勤務時間が360時間を超える職員について、事務量が適切であったかどうか、改めて状況評価を行うとともに、全ての職員のワーク・ライフ・バランスを充実させるために、時間外執行時間の偏りが起きないよう業務配分等のバランスを再検討した。また、事業や事務のスクラップアンドビルドを図るなど、業務の効率化に向けた取り組みをより一層推進するとともに、時間外勤務の適正化に向けた環境の整備に取り組んだことで、年間360時間を超える職員は、平成30年度実績の1名から令和元年度実績0名となった。</p>
<p>共通（2）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月21日 事務処理については、前回の監査指摘から改善されたものもあるものの、依然として過去に指摘された事項も多く、内部事務管理のチェック・牽制体制の更なる強化が必要とされている。この内容を受けて、今後は管理職のみならず課員全員による、事務処理の基本的事項の再認識を図るなど、チェック事項に対して担当者のみではなく、発生しやすいミスの撲滅に向けて課員全員で周知徹底を行った。</p>
<p>共通（3）消防団と常備消防との連携について ウ 出火原因や原因ごとの発生時期について調査し、共有することで、機動的な出動に備えること。また、A I の効果が実証されればA I の導入についても検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月21日 先進地での導入に向けた研究内容などについて注視するとともに、過去の統計データ等を踏まえ、効率的な出動体制などについて検討を進める。また、次世代高速通信5GやI o Tを活用し、現場や傷病者の状況をリアルタイムで消防指令センターや救命救急センターへ伝送するためのシステムの整備に向けて、調査研究を進めていく。</p>

<p>(1) 金庫、預金の管理について ア 職員の親睦団体である三重県消防職員互助会及び四日市市消防職員親交会の預金通帳が事務所内の金庫で、公金の通帳と混在して保管されていた。公金と親睦会費は区別して保管を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和元年 8月21日 今回の監査の指摘を受けて、公金と親睦会費の保管について区別して保管するなど再度管理の徹底を図った。また、金庫管理する公金・親睦会費の通帳関係については、出納員だけではなく、課内全体で管理を行い、事故が起きない環境の整備に取り組んだ。</p>
<p>イ 預金の管理について 本市が事務局をしている三重県消防長会の預金通帳を保管しており、事故の起こらないよう、注意深く管理すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和元年 8月21日 三重県消防長会の預金通帳については、今後も引き続き課全体での管理体制を継続していくとともに、事故が起きないように通帳と印鑑の管理を分けるなど、ダブルチェック体制をより徹底していくこととした。</p>
<p>(2) 職員の腰椎検査について 350人ほどの市消防職員のうち、重量のある器具を持ち運びする現場職員が230人ほど在職しているが、市が一括して職員の腰椎検査の契約をしており、消防本部の割当て人数は28人であるため、対象者1人1人が毎年度検査を受けることはできない状況である。法的義務はないものの、より多くの職員が検査できるよう、消防本部として予算確保などについて検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和2年 4月 1日 腰椎検査については、監査の指摘を受けてより多くの対象者が実施できるよう令和2年度予算を増額した。今後も検査費用の確保など、ハード面の予防策を講じるとともに、職員を対象とした体力測定などを通じて腰痛の起きにくい身体づくり等、ソフト面の取り組みも充実させていく。</p>
<p>(3) 防災ヘリコプターの市民への周知について 本市では、防災ヘリコプターに頼らなくても、救急車による搬送により早期の現場到着を実現しているため、本市における三重県防災ヘリコプターの離着陸は防災訓練と出初式くらいとのことであり、市民にその存在が余り周知されていない。本市は、三重県防災ヘリコプター連絡協議会に対し年間900万円ほどの負担金を支出しており、防災ヘリコプターの活用を図ること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和元年 8月21日 防災ヘリコプターに関しては、必要とされる災害が管内に発生していないことから本市における利用は、現状出初式などの訓練などへの参加がメインとなっている。一方、災害時には消防・救急体制との連携が重要となることから、今後は災害対応の訓練をより一層充実させるとともに、市民向け広報事業への積極的な参加等についても、防災ヘリコプター連絡協議会を通じて働きかけていくこととする。</p>
<p>(4) 財産の管理について 使用しているにもかかわらず維持管理が行き届いてない車庫や、不要となった備品をそのまま保有している事例が見受けられる。必要なものは状況に応じて補修等を行い、不要なものは処分や用途変更を行うなど、適切に維持管理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和元年 8月21日 監査の指摘を受けて、財産や備品の保有状況を改めて確認するとともに、将来的な維持管理の方針についても再度検討することとした。また、老朽化した南消防署車庫については令和3年度末に解体することとした。</p>
<p>(5) 消防署における消耗品購入について 消防署で必要な消耗品については、総務課から予算を各消防署に執行委任している。消防職員が制服でホームセンター等で直接消耗品を購入することは、緊急時の出勤態勢への影響や、市民目線からも好ましくない。消防署で必要な消耗品の種類は、ある程度決まっているので、総務課で必要な種類・量を把握し、まとめて購入するなど、効率的な方法を検討すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和元年 8月21日 監査の指摘を受けて、消耗品の必要数や管理状況などを改めて確認するとともに、消耗品の購入により緊急時の出勤に支障が起きないように所属職員へ再度周知した。また、必要数を消防本部にて一括購入して各署所へ分配するなど、事務の効率化についても、各所属へのヒアリング等を通じて再度検討することとした。</p>

【消防救急課】

<p>共通（１）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 ２年 ３月３１日 所属長は、特定の職員に業務が偏らないよう業務分担の平準化を図るとともに、業務の見直しや、情報の共有化による課内応援体制の強化に努め、労務管理の徹底と業務の効率化を進め、時間外勤務の縮減を図ったことで、年間３６０時間を超える職員は、平成３０年度実績の４名から令和元年度実績０名となった。また、引き続き、時間外勤務については、時差出勤や週休日の振り替えなどを実施し、より一層の縮減に向けて取り組んでいる。</p>
<p>イ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】 * 過労死の労災認定基準：発症前１か月間に概ね１００時間又は発症前２か月間ないし６か月間にわたって、１か月あたり概ね８０時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【措置済】 令和 ２年 ３月３１日 緊急消防援助隊の派遣に伴う派遣本部や警報発令等に伴う警防本部の体制について見直しを図り、特定の職員に業務が偏らないよう、職員をローテーションして、労務管理の徹底を図り、時間外勤務の平準化に努めた。その結果、令和元年度は過労死の労災認定基準を上回る勤務状況の職員は０名となった。</p>
<p>共通（２）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 ２年 ６月１８日 所属長は、文書取扱主任者等による各種事務処理について研修等を実施するとともに、「審査事務マニュアル」を遵守し適正な事務処理を図るよう徹底した。また会計事務については、「会計事務チェックリスト」を活用して、担当職員に確認すべき事項の意識付けを行い、各職員は「会計事務の手引き」に基づいて適正な事務処理に努め、内部事務管理の改善を図り、上位職のダブルチェック体制の確立と内部牽制作用の強化を図った。</p>
<p>共通（３）消防団と常備消防との連携について ア 実際の火災における消火活動において、お互いの連携がうまくとれていれば、消防団員数の縮小等、効率化も可能となるため、現場における消火戦術の共通認識に努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 １０月 ２日 常備消防隊と消防団の連携強化を目的として「消防団警防活動研修実施計画」を本年度も策定し、各署の職員に指導を担当させ、戦術の統一を図ることとし、より一層の連携強化に努めた。</p>
<p>イ ほとんどの消防署が大規模災害への対応を懸案事項に掲げている。具体的なことについて、どこまで対応するのかについて、消防署や消防団と情報共有し、市民にも示していくこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 ２年 ６月１８日 本年度は、消防本部において大規模災害時における受援体制の確立に向けた訓練を実施するとともに、消防署や消防団との情報共有についても、幹部会議等により全体での情報共有に努めると共に、ホームページやSNSにより適宜情報発信を行う。</p>

<p>ウ 出火原因や原因ごとの発生時期について調査し、共有することで、機動的な出動に備えること。また、A I の効果が実証されればA I の導入についても検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 過去の統計データを検証し、データを踏まえた出動体制の検討を進めていく。併せて、A I の導入に向けての調査・研究を進めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 過去の統計データの検証を進めていく中で、A I を活用することにより、どのような形で機動的な出動体制を整えていくことができるのか、検証方法等について検討を行う。</p>
<p>共通（4）火災原因の調査結果に係る情報共有について 個々の放火等の火災原因について、消防本部と警察が連携して調査を行っているが、調査結果等の情報がタイムリーに各消防署には伝えられていない。消火活動の現場に立つ各消防署においても、火災原因の把握は必要であり、消防本部と各消防署との間で情報共有を図ること。 【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 9月20日 火災原因調査については、焼損程度に応じて、消防署と消防本部に割り振って実施していたが、今年度より火災原因調査体制を見直し、その他火災（枯草火災等）を除き消防本部で実施する体制とし、必要な情報は各消防署へ通知するなど情報共有を図った。</p>
<p>（1）救急救命士就業前病院研修委託について 研修対象者3人のうち、2人は市立四日市病院、1人は県立総合医療センターで研修を受講している（両病院共に研修指定病院）が、市立四日市病院では費用が発生せず、県立総合医療センターでの研修受講は委託契約により行われ、費用が発生している。研修を行うべき時期が市立四日市病院での研修医の養成の時期と重なっており、同病院が2人しか受け入れられなかったことがその理由とのことである。今後は費用が発生しないよう、早期に市立四日市病院と交渉をすること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 6月18日 研修時期が、研修医の養成と重なるため日程の変更は困難である。研修を先延ばしすることにより救急救命士任命の遅れにつながり、早期に救急救命士に任命し救急業務に従事することが、市民の負託に応えることである。また、四日市市内には、四日市地域メディカルコントロールの中心医療機関である救命救急センターが市立四日市病院と県立総合医療センターの2箇所あることから、現状の派遣方法が最良であると考えられる。</p>
<p>（2）単独随意契約について 単独随意契約をしている事例において、契約相手方の選定理由が不明確なものが見受けられた。選定に当たっては、公平性の確保に留意し、説明責任が果たせるようにすること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年10月20日 単独随意契約を実施する場合には、業者選定理由を明確にするとともにその記録を残すことなど、調達契約課作成の「物品、業務委託等随意契約ガイドライン」にのっとり適切な事務処理を行うことを改めて徹底した。</p>

<p>(3) 消防年報等の情報の活用について 消防年報には、かなり長い期間に渡り統計データが取られているが、データの活用がなされていない。データを分析し、今後の火災予防や災害活動に活用すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 消防年報のデータを活用するため、A Iの導入について調査・研究を実施していく。また、これまでのデータを分析して、予防施策などに反映できるように努めていく。</p>
<p>(4) 地上式防火水槽の安全対策について 子どもの落下等の事故が起こらないよう、フェンスの適正な維持管理、安全対策を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 消防年報のデータを予防施策へ反映するため、データの分析をおこなっており、A Iの導入については、他都市の動向や最先端技術等について調査・研究を継続していく。</p>
<p>(5) 主要事業の目標設定と評価について 業務棚卸表の目的達成に必要な基本的な手段を「応急手当の普及啓発に努める」とし、それに対する活動指標を「市民が心肺蘇生を実施する（応急手当実施数／救急隊にて搬送した心肺停止患者数）」としているが、この指標の達成は、心肺蘇生を実施できる市民がその現場に居合わせるかどうかにかかわらず左右されるため、施策の成果が反映できるような適切な活動指標を検討すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 6月18日 「応急手当の普及啓発に努める」必要な手段として、救急隊が搬送した心肺停止患者に対し、市民が応急手当を実施した割合となっていることは、現場に居合わせた市民による影響が大きい。しかし、心肺蘇生を実施できる市民の数を増やすことで、現場に居合わせた市民が心肺蘇生を実施することができ、結果として救命率の向上につながると考える。</p>
<p>(6) 在宅医療に対応した救急医療の在り方について 在宅医療を受けている人について、例えば、家族等から救急出動の依頼があれば出動することとなる。超高齢者社会を迎えようとしているなか、今後ますます救急出動が増えることが予想されるので、今後の救急医療の在り方について、国のガイドラインを待つことなく、かかりつけ在宅医の活用等も念頭に、市として医師会とも連携して検討していくこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 6月18日 年間2回実施されている四日市地域メディカルコントロール協議会を通して、本市における高齢者の救急搬送及び、在宅医療を受けている方の心肺停止事案の現状を報告し、かかりつけ医の活用が図れるように意見交換を行った。</p>
<p>(7) 病院から他の病院への転院搬送における救急車使用について 救急出動の負荷を下げするため、転院搬送については、民間救急を利用する等、各病院へ広報・周知すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年11月 7日 「患者等搬送事業者認定制度」のちらしを医療機関に配布し、患者搬送事業者を利用するよう広報を行った。</p>

<p>(8) 消防団の今後の在り方について ア 消防団員が高齢化しているため、実際の消火活動等に適切に対応できるように、一定の身体的基準を要件に入れることを検討すること。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 実際の消火活動を行う各地区の基本団員については、分団長からの内申書提出の際に、災害対応ができるような身体状況であるか確認することとした。</p>
<p>イ 消防団員の定数である620人の確保を目標としているが、平成30年度実績で582人であり40人ほどの欠員が生じている。その原因として、消防団の制度が時代にそぐわなくなっていることも考えられるため、逆に消防団員を減員して消防職員を増員するなど、現実に合致したよう施策に転換することを含め、今後の在り方を検討すること。 【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 2年 9月18日 現代の社会情勢を鑑み、従来までの基本団員の他に活動内容を限定した機能別団員の充実強化を図ったこともあり、今後も動向を注視しながら消防団組織の在り方について検討していく。</p>
	<p>【継続努力】 令和 3年 3月18日 現代の社会情勢から将来的な展望を見据えた消防団組織の在り方について、消防団員と意見交換を重ねながら、検討していくとともに、引き続き機能別団員についても充実強化を図っていく。</p>
<p>(9) 貯水槽の活用について 耐震性貯水槽の整備がほぼ終了しようとしているなか、既存の地下の非耐震の貯水槽についての今後の改修には費用がかさむが、例えば、水を抜いて大規模災害時の緊急トイレに活用すること等についても検討すること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 2年 9月18日 既存の耐震性貯水槽以外の地下式貯水槽については、順次、国の定める耐震化基準を満たしているかどうか、調査を実施していくように検討を進めている。また、道路の下に埋設され、設置してから年数が経っているものについては、補修又は撤去などについて検討していく。国の定める耐震基準を満たしていない地下式貯水槽は、大規模災害時に損壊するリスクを踏まえて、活用方法を検討していく。</p>
	<p>【継続努力】 令和 3年 3月18日 既存の耐震性貯水槽以外の地下式貯水槽で道路下に埋設され一定年数が経過したものについては、調査方法の検討を進め、補修及び撤去が必要なものについて抽出を行っていく。 また道路の下に埋設されておらず一定年数の経過したもので、国の耐震基準を満たしていない地下式貯水槽の活用方法については、今後も検討を重ねていく。</p>

<p>(10) 大規模災害時の対応について ア 他市町村からの消防部隊の受援体制について 地震を含む大規模災害がいつでも起こりうる昨今の情勢であり、被災経験のある最新の他市の例などを参考に、本市独自の項目を加えるなどにより、早急に消防部隊の受援計画・体制を整備すること。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 大規模災害時における受援計画の見直しを図り、今年度は、本受援計画に基づく訓練等を実施する。また、これまでに大規模災害で受援を受けた消防本部の方を講師として研修会を開催し、職員に意識啓発を図る。</p>
<p>イ 他市町村への災害応援時の労務管理と時間外勤務の縮減について 平成30年7月の西日本豪雨の災害に際し、応援部隊として本市の多数の消防職員が災害現場への派遣や後方支援業務に従事しており、その中で消防救急課の職員2人が1か月間に100時間を超える時間外勤務を行っている。災害応援時についても、職員を休ませることができる勤務体制を構築すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年12月22日 他市の例なども参考としながら大規模災害時における受援計画の見直しを図り、今年度は、本受援計画に基づく訓練等を実施するとともに、研修により職員の意識啓発を行った。</p>
<p>【予防保安課】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年10月 7日 緊急消防援助隊の派遣業務等に関して、特定の職員に業務が偏らないように、他の所属と調整を行い、派遣本部の業務に従事する職員をローテーションする体制を整備した。</p>
<p>共通(2) 内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 3月23日 内部事務の管理については、課内でのチェック・牽制体制を徹底するとともに管理職はもとより上位職員による定められたルールに基づく事務執行の意識を課員に定着させ、内部統制の整った事務管理を改めて徹底した。また、課員で「会計事務の手引き」を再確認することで、財務事務管理の徹底を図った。</p>
<p>(1) 消防同意の適正審査について 審査、指導にぶれがあると不信を招くため、審査のレベル合わせを密にし、一律的な審査、指導を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 3月23日 消防同意事務審査基準を活用することにより、一律的な審査、指導を行うようにしているが、審査レベルに違いが生じないように、さらなる審査基準の活用徹底を図った。</p>

【情報指令課】

<p>共通（２）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 12月 1日 職員には、会計事務の手引きや取扱事務のマニュアルを活用し、確認すべき事項の意識付けを行い、適正な事務処理を行うよう周知徹底した。また、上位職のダブルチェック体制の徹底と、内部牽制作用の強化を図った。</p>
<p>（１）四日市市、桑名市及び三重郡菟野町消防通信指令事務協議会の会計について 地方自治法に規定されている協議会方式により２市１町の通信指令事務が行われているが、四日市市会計規則等、四日市市の事務処理方法に準じて、当課で会計や契約事務を行っている。事故が起きれば協議会全体の責任となるため、事故の起こらないよう事務の執行には十分に牽制を行い、注意を払うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 12月 1日 毎月、通帳残高と出納簿、通帳の照合確認を所属長が、実施することとし、内部牽制の強化を行った。</p>

【中消防署・中央分署・西分署・港分署】

<p>共通（２）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 9月 30日 所属職員に対して、監査において指摘を受けた事項を周知するとともに、日常業務における適正な事務執行を改めて徹底した。 また、誤りやすいポイントなど日常的に確認すべき事項については、職員間で共有できるようチェックリストや記載例を作成、担当者及び上位職は支出事務や文書事務に関する手引きのほか、このチェックリスト等を活用して確認するよう、内部事務のチェック・牽制体制を改めた。</p>
<p>共通（４）火災原因の調査結果に係る情報共有について 個々の放火等の火災原因について、消防本部と警察が連携して調査を行っているが、調査結果等の情報がタイムリーに各消防署には伝えられていない。消火活動の現場に立つ各消防署においても、火災原因の把握は必要であり、消防本部と各消防署との間で情報共有を図ること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 消防本部を中心とした火災原因調査体制への変更により、早い段階から調査結果等が集約され、火災原因等の問い合わせについても効率良く実施できる体制となったため、放火など特に重要な情報について、消防本部からの連絡を受けるだけでなく、発生した段階から定期的に結果等を問い合わせる体制を構築し、消防本部との情報共有を図った。</p>

<p>共通（５）市民に対する接遇について 市民からの信頼を維持できるよう、市民に対する接遇に留意し、質の高いサービスの提供に努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 9月 6日 所属職員に対して、法令遵守はもとより、職員一人ひとりが消防職員としての自覚を持って、来庁者への挨拶や声掛けといった相手方の安心感に繋がる行動や相手の立場に立った対応を常に意識するよう、接遇マニュアル等を基に改めて徹底した。 今後も引き続いて研修等を実施し職員の資質向上を図り、市民の信頼に応える最適なサービスの提供に努めていく。</p>
<p>（１）産業廃棄物処理業務委託について 廃棄物が適正に処理されたかどうかは、電子マニフェストの画面を直接確認する必要があるが、第三者から見てチェックできるよう、画面を印刷して添付しておくこと。【改善事項】【中消防署】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月 20日 監査終了後、直ちに当該事案の電子マニフェストを印刷、所属長確認後、関連文書に添付し保管した。 また、排出事業者の責任として、廃棄物が処理されるまでの状況は、委託基準に従って適切に管理、確認するよう職員に周知徹底した。</p>

【北消防署・北部分署・朝日川越分署・北西出張所】

<p>共通（２）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 8月 20日 所属長、文書取扱主任者のもとより、担当係長においても「日常業務の点検と適正な事務の執行について」（四日市掲示板重要通知集 020 総務部）及び「より適正な事務事業推進のための所属長研修」資料を参考にし審査の徹底を図り、ダブルチェック体制の確立と内部牽制作用の強化を図った。 また、所属職員に対して「適正な事務の執行に関する研修」を実施し、「文書事務の手引き」や各種事務に関する規定に従い、間違いなく速やかに事務処理が出来るよう指導を行った。</p>
<p>共通（４）火災原因の調査結果に係る情報共有について 個々の放火等の火災原因について、消防本部と警察が連携して調査を行っているが、調査結果等の情報がタイムリーに各消防署には伝えられていない。消火活動の現場に立つ各消防署においても、火災原因の把握は必要であり、消防本部と各消防署との間で情報共有を図ること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 火災原因調査体制の見直しにより、火災原因調査の主体が消防救急課となり、調査結果等の情報が一元化されるとともに、管内における調査については、消防（分）署員を調査に派遣し、消防本部と連携を密にすることにより、調査過程から火災の原因についての情報を共有できる体制とした。</p>

<p>共通（５）市民に対する接遇について 市民からの信頼を維持できるよう、市民に対する接遇に留意し、質のいいサービスの提供に努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 8月20日 職員研修所より電話対応についてのDVDを借用し、職員に対し研修を実施するとともに、職員一人ひとりが「接遇マニュアル」に込められた「おもてなしの心」と、法令を遵守して、市民の立場で物事を考え、誠意ある対応をするよう所属職員に周知した。 職員の年間研修計画に、接遇に関する研修を定期的実施するよう計画し、職員の資質向上を図り、市民の信頼に応える最適なサービスを提供できる体制を構築した。</p>
<p>【南消防署・南部分署・西南出張所】</p>	
<p>共通（２）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 8月14日 監査の指摘事項を職員に周知し、各文書関係規定・マニュアルに基づき適正な事務処理を行うよう再徹底した。 また、担当者をはじめチェックする立場となる職員に対し、文書事務の手引き等の再確認や総務部通知「適正な事務事業推進のためのチェック事項」等を活用し、決裁等による所属内のチェック体制と内部牽制体制の強化を図った。</p>
<p>共通（４）火災原因の調査結果に係る情報共有について 個々の放火等の火災原因について、消防本部と警察が連携して調査を行っているが、調査結果等の情報がタイムリーに各消防署には伝えられていない。消火活動の現場に立つ各消防署においても、火災原因の把握は必要であり、消防本部と各消防署との間で情報共有を図ること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 火災調査体制の見直しにより消防救急課が火災原因調査の主体となり、調査結果及び調査の進行状況等についての情報管理が向上した。また、消防署が行う火災調査においても消防救急課との連携・調整を図り、早期の火災原因の情報共有を行い、放火火災をはじめ火災原因の把握ができる体制を構築した。</p>
<p>共通（５）市民に対する接遇について 市民からの信頼を維持できるよう、市民に対する接遇に留意し、質のいいサービスの提供に努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 8月14日 来訪者を不安にさせることがないように早期の声掛けや、相手の立場に立った対応を心掛けるよう徹底した。「接遇マニュアル」を活用するほか、市民の期待に応え、信頼される職員を目指し、質の良いサービス提供を心掛けるよう指導した。</p>